

令和3年2月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	令和3年3月5日(金)、9日(火)、10日(水) 12日(金)、15日(月)、19日(金)
所属委員	[副委員長]佐々木彰 [委員] 水野透 真山祐一 渡部優生 山田平四郎 高橋秀樹 宮下雅志 吉田栄光 神山悦子



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…13件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3) 請 願：採 択…1件

※[請願はこちら](#)

(3月 5日 (金) 労働委員会事務局)

神山悦子委員

人件費は年間所要見込みにより、また労働委員の報酬や労働委員会の運営経費等も減額している。

例年どおりの予算を組んだのだろうが、特に年度後半の10月以降は新型コロナウイルス感染者が非常に増えており、今後も県に雇用面などでの様々な問合せがあると思う。コロナ禍の影響も含めどのような内容の補正か。

次長兼審査調整課長

委員会運営費及び事務局運営費の補正の主なもの、様々な連絡会議や研修に出席する際に発生する委員の旅費であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止されたりウェブ開催となったため、大きな減額となった。

また、委員会費の委員報酬は、12月補正でも、新型コロナウイルス感染症の影響分を減額している。不当労働行為や個別的な労使関係紛争の調整の申請があれば、委員は審査やあっせんの場合に出席するために日額報酬が発生するが、当初の見込みより件数が少なかったため減額補正した。

なお、労働相談は、基本的には事務局職員が労働者や使用者などからの相談に応じるものであるため、減額補正はない。

神山悦子委員

実際に会議が開催されなかったことによるものなど、補正の内容は承知した。

コロナ禍に限らず雇用環境は非常に厳しくなっているため、引き続き対応願う。

(3月 5日 (金) 商工労働部)

神山悦子委員

昨年4～5月の協力金や支援金は、商11ページ商工施策推進費の3福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業、4福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金交付事業、5福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金交付事業などに含まれていると思うが、同様に今年1月に専決で執行した補正予算分も3～5に含まれているのか。

商工総務課長

初めに、3福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業については、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大した際、まず国が自粛を要請し、その後県が独自に行ったが、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるため、イベント会場、飲食店、コンサートホール、ライブハウスなどを対象に、少なくとも4月28日～5月6日の間、施設の休止や飲食店であれば営業時間を短縮した場合に支払った協力金である。

次に、4福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金交付事業については、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛により売上げが大幅に減少した事業者に対して、緊急事態宣言解除後の必要経費を支援するため一律10万円を支払ったものである。

さらに、5福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金交付事業については、3の協力金の対象期間後の5月7～15日の間に休業や営業時間短縮を行い、さらに新しい生活様式に対応するための取組を実施した事業者に対して、その費用として一律10万円を支払ったものである。

神山悦子委員

今年1月に県が行った時短要請に対する協力金や、売上げが50%以上減少した事業者へ業種を問わず20万円を交付する新たな一時金は、これらの補正予算に含まれず新年度予算に計上されるのか。

商工総務課長

3～5の協力金や支援金等の予算は、あくまでも昨年4月からの外出自粛に協力した御礼や、引き続き新しい生活様式を実施した企業への支援金などであり、現在対応している一時金とは別である。

神山悦子委員

その一時金については理解した。

改めて聞くが、2月15日まで延長された1月からの時短要請に対する協力金は、これらの予算には含まれていないのか。

商工総務課長

委員指摘の飲食店を対象とした時短要請の協力金は別枠であり、1～6には入っていない。

神山悦子委員

1月以降分は整理予算のどこにも計上されていないとの理解でよいか。来年度の当初予算に組み込まれるのか。

商工総務課長

その経費は、さきに述べたとおり予算を繰り越して対応する。

神山悦子委員

予算計上の仕方については承知した。

本会議でも質問したが、当初の所要見込みに対してあまりにも減額が多すぎる。初めてのことであり、経済センサスを踏まえて算出したことは理解できるが、当初の見込みと実績についての整理が必要と思われるため、各事業所数と結果を聞く。

商工総務課長

まず、協力金については、当初の想定が1万4,822件、実績は1万753件で、利用率は約73%である。

次に、支援金については、同様に想定1万4,822件、実績9,727件で、利用率は約66%である。

さらに、給付金については、同様に想定1万4,448件、実績1万788件であり、利用率は約75%である。

神山悦子委員

多めに見込んでいたとも言えるが、昨年4～5月の段階では、自分の店がどのような対応となるかなど、まだまだ周知されていなかったことを思い出した。貼り紙をしなければならなかったり、全てに取り組みなければ駄目だったなど厳しい対応を求められた。本当は該当させてもよかったと思う事案はあるが、数値は理解した。

今後も、予算の明許繰越を含め県独自の対策もあるが、あまり固く見過ぎずに講じるべきと思うし、どのようにすればコロナ禍で苦しむ事業者を救えるかとの見地に立つべきである。

改めて、事業者数の把握やどのような事業者を救えるかなど、この1年間で得た教訓を今後につなげるべきだと思うが、どうか。

商工総務課長

委員指摘のように、県の政策については結果に基づき、検証しながらブラッシュアップしていくことが基本となる。この内容を参考に新しい制度に生かしていく。

なお、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関しては、目標値ではなく要請に応じて申請した事業者を最大限にカバーする予算を組む必要があったことだけは理解願う。

神山悦子委員

協力金等の事業が3～5で全てかは分からないが、確保していた予算額と実績額との差額は幾らか。

商工総務課長

差額を補正するものであり、事業ごとの差額は説明資料記載の各金額になる。

神山悦子委員

先ほど発言した趣旨を要望としておく。

次に、今年1月以降の協力金については、商30ページに記載されていると理解しており、飲食店等への時短要請に対する協力金と収入5割減に対する一時金との県の対策そのものは評価できる。

しかし、郡山市内のあるライブハウスから私に問合せがあった。そのときの時短要請は飲食店等が対象で、その店舗では酒類を提供していたことから要請に応じ協力金を申請したものの、ライブハウスだから非該当と言われたとのことである。先ほど担当職員にも確認し、該当しない理由はライブハウスだからとのことだったが、その店舗は主食を提供しており保健所にも届けているのだから、私は飲食店等に該当すると思う。

時短要請の目的は感染拡大をいかに抑えるかであり、協力金が要請に応じた御礼の意味で支給されるならば、そうしたライブハウスも対象にすべきであり、飲食店等にも含まれると思うが、どのような判断から非該当となったのか。

商工総務課長

例えば、酒類を提供しているライブハウスや、一部営業を行っているホテルなどから、様々に細かな問合せを受けている。

ライブハウスの基本は、演奏を行ったり音楽を聞くことが大前提であることから外していると思うが、それ以外の個別案件では、各々の業態やアルコールを含む飲食提供の程度、通常の営業時間などを踏まえて判断する場合がある。この場で、一概に個別案件の詳細を説明するのは難しい。

神山悦子委員

そのような答弁を踏まえると個別相談しかないと思うが、昨年4～5月頃にライブハウスから感染が拡大して、様々な社会的問題を招いた。その意味で、店側は非常に神経を使っていたと思うし、午後8時までの時短営業に協力して頑張っていた。

私は、酒類を提供しているのだから該当すると思うが、逆にライブハウスは非該当の店舗だから協力せず、午後8時以

降もどんどん営業していたとなれば、これはこれで批判的になり、感染を広げてしまうと危惧している。

協力店舗に対しては最大限該当させ営業を続けられるようにすべきであり、ライブハウスは文化の一つであるとの意味での対応も必要と思う。

再度、答弁願う。

商工総務課長

時短営業など様々な形で新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力してもらっていることに関しては、県としても非常にありがたいと思っている。そうした協力が様々な感染拡大を防いでいることも理解している。

ただし、制度設計の場合には、予算を確保した費目やその目的もある。それに合致するか否かを判断し、判断の難しいものについては、十分に話を聞き実態を確認しながら対応させてほしい。

神山悦子委員

やはり、県の姿勢が問われている。制度設計のときからそれが問題だったかもしれないが、本当に大変なときに要請に協力したのであれば、本来はそのような店舗も含め、様々な意味で中小企業を守るべきである。協力金の延長もあることから、今後も同様の意味での支援が必要と思う。意見を述べてこの件は終わりにする。

次に、商12ページの中小企業に関するグループ補助金について、今年度の進捗を聞く。東日本大震災の分はまだ受け付けているのか。また、一昨年台風被害の分もまだ続いているのか。

経営金融課長

グループ補助金の費目には、東日本大震災分及び令和元年東日本台風分も合算して計上している。進捗については、今年度交付決定したもののうち、商30ページには各々の繰越し分がある。

神山悦子委員

繰越し分は幾ら残っているかなど、進捗を聞く。

経営金融課長

東日本大震災分については今年度交付決定のうちの37件を、また東日本台風分についても同じく約590件のうちの188件を、それぞれ次年度へ繰り越している。

神山悦子委員

東日本大震災分は、何件に対して37件か。

経営金融課長

前年度からの繰越しを含めた約80件のうちの37件である。一昨年度からの事故繰越し分のほか、前年度からの明許繰越し分24件や今年度の新規交付決定分56件のうちから追加で繰り越す事業もある。さらに、2回繰り越して、改めて再交付した事業などもある。

神山悦子委員

後々も分かるように資料の提出を求めたい。委員長の手元で整理願う。

遊佐久男委員長

資料請求があったが、経営金融課長は提出可能か。

経営金融課長

簡単なメモを作成し提出したい。

遊佐久男委員長

3月8日（月曜）の正午までに提出可能か。

経営金融課長

それまでに提出したい。

遊佐久男委員長

それでは委員に諮る。委員会資料として提出を求めてよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

遊佐久男委員長

異議ないと認め、3月8日(月曜)の正午までに15部を提出願う。

神山悦子委員

各々のグループ補助金について示すよう願う。

改めて、グループ補助金の仕組みを確認する。東日本大震災分はこれからも新規申請を受け付けるのか。また、東日本台風分もまだ受け付けているのか。

経営金融課長

東日本大震災分は、基本的には原子力被災地域の12市町村を対象に、来年度以降も受け付ける。新地町、相馬市及びいわき市に関しては繰越し分等の処理を行う。

なお、東日本台風分は、昨年11月末で受付を終了している。

宮下雅志委員

商25ページ、福島県観光周遊宿泊支援対策事業は、県民割の増で8,105万円が補正計上されたが、先ほどの説明ではG o T o トラベル休止後の需要に対応するとのことである。

県民割事業は3月31日まで期間が延長されたが、予算の対象期間を聞く。

観光交流課長

今年3月30日の宿泊分までとしている。

宮下雅志委員

G o T o トラベルの後、県民割の需要が増加したとのことだが、本県でも新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、緊急対策を講じて不要不急の外出自粛を要請した。去る2月14日に解除されたが、その後も県内の感染は拡大しており、そのような状況下でも県民割事業を継続するのか。

観光交流課長

感染拡大を防止するため、人の流れが急激に起こらないよう緊急対策期間終了時に残っていた8,000泊分を半々に分け、感染状況を注視しながら段階的に交付している状況である。

宮下雅志委員

感染状況との見合いで、しっかりと明確な基準を持って取り組まなければならない。首都圏の緊急事態宣言が2週間延長され、国のG o T o トラベルもいつ再開するか分からない状態である。

知事も、需要喚起策は非常に重要と述べており、年度内、または新年度に十数万泊実施することになっているが、感染状況との見合いで相当慎重に考えてほしい。

本県のみ感染が急拡大することも困るため十分に注意願うが、どのように取り組んでいくのか。

観光交流課長

委員指摘のとおり、まずは絶対に感染拡大を防がなければならない。そのため、宿泊施設には徹底した感染防止対策を講じるよう、県でも研修事業等を行い、団体経由でも再三求めている。今回の補正計上分は、感染状況を十分踏まえた上で実施することを徹底していく。

(3月 5日(金) 企業局)

神山悦子委員

企業4ページ、3項の工事負担金には新規ユーザーに係る給水管工事などの負担金を計上したとのことだが、新規ユー

ザーは何社ほどで、どのような事業所か。

工業用水道課長

新規ユーザーは、磐城工業用水道及び好間工業用水道において1社ずつである。新規の場合、新たに量水器等を設置するが、これに関連し給水管工事等の経費負担がある。

神山悦子委員

各々どのような事業所か。

工業用水道課長

磐城工業用水道はエア・ウォーター&エネルギー・パワー小名浜（株）、好間工業用水道は大口ユーザーのエイブルエナジー（同）である。

神山悦子委員

企業12ページに関して、地域開発事業は商工労働部に移管し会計換えとなるが、未分譲地があるとの説明だったことから、新年度への繰越しは全くないのか。

販売推進担当課長

現在、分譲活動を進めている土地は65haほどあるが、今年度中に分譲成約に至らない場合は、商工労働部へ移管される。

神山悦子委員

今年度中に分譲成約に至らない場合とは、これらの3団地等ではまだ可能性が残されているとの意味か。そうなれば、商工労働部で全部引き受けるとのことか。

販売推進担当課長

もう3月であり、残された時間が非常に限られている。引き合い案件はあるが、実際問題として今月中に売買契約締結まで進めることは、非常に困難な状況と考えている。

神山悦子委員

大方、そうなると理解してよいか。

販売推進担当課長

大方の捉え方だが、企業12ページの65haの全てが商工労働部に会計換えされることになると思う。

佐々木彰副委員長

企業1ページの2項中、2の一般会計負担金は3,399万7,000円の減額であるが、商工労働部の商27ページ、工業用水道事業繰出金は3,491万4,000円の減額である。両者の関連の有無及び同額でなくてよいのかを聞く。

遊佐久男委員長

答弁できるか。

次長

資料がないため、後ほど確認し報告する。

遊佐久男委員長

そのように願う。

（ 3月 5日（金） 教育庁）

神山悦子委員

教14ページの高校等奨学資金給付事業について聞く。特別会計分もあるが、奨学金等についてはある程度多めに予算を確保し、年間所要見込みで減額すると思う。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があったかもしれないが、奨学金を借りている高校生等の人数やこの予算規模は、例年と同程度だったか。

高校教育課長

この事業の内容だが、補正前の積算人数は7,575人、補正後の積算人数は5,600人である。対象者数の減により減額した。

神山悦子委員

毎年、人数は大体このくらいなのか。

高校教育課長

令和元年度の実績は6,420人で、徐々に減少傾向にある。

神山悦子委員

教7ページの特別支援学校の入出力支援装置関係だが、この装置はどのような機器なのか。また、この金額でどの程度整備されるのか。

特別支援教育課長

特別支援学校における入出力支援装置は国から指定があり、音声読み上げソフト、視線入力装置、ボタンマウスなど、障害の特性に応じて子供たちが端末等を操作しやすくするための周辺機器である。

小学部及び中学部における対象者は約1,300名である。児童生徒一人一人に合わせ、これらの装置を整備する。

神山悦子委員

対象となる児童生徒は約1,300名で、ほぼ全て整備されると理解する。国の第三次補正予算による新規事業であり、今後整備が進むと思うが、改めて必要な予算は計上するよう意見を述べておく。

特別支援教育課長

補足するが、今回の国の補正予算を使いながら、小学部及び中学部の不足分に加え高等部の生徒にも支援装置を整備していく。

神山悦子委員

高等部にも予算が一部が充てられるとのことから、きめ細やかな対応を願う。

県立学校の維持管理について聞く。教3ページで、新型コロナウイルス感染予防の観点から県立学校のトイレの洋式化を進めるとの説明があったが、何校で整備するのか。

また、洋式化の予算だけではないため減額補正も行っているが、どのように整備され完了に至るのか。

施設財産室長

計上している6,667万9,000円で、特別支援学校の3校77基分の整備を考えている。単年度で全県立学校の洋式化は無理であるため、6年間で計画しているが、特別支援学校については、100%を目指し整備していく。

高校については、おおよそ50%を目標に、継続的、計画的に整備を進めていく。

神山悦子委員

高校は、今年度が初年度となるのか。

施設財産室長

全体として6年間の計画で動いており、初めの3年間で特別支援学校を重点的に、後半の3年間で高校の整備を進める。

神山悦子委員

洋式化は、ぜひ進めるよう願う。災害も多く、様々な意味で子供たちにも支援となる。

同じく、教3ページの3県立学校空調設備整備事業に関してだが、エアコンなどの空調設備が完全に整備されていない学校がある。しかも、PTA負担分がまだ残っているとのことである。

1,400万円余りを減額しているが、そのような事案も含め、今年度までの整備の進捗率や、今後の整備の見通しを聞く。

施設財産室長

今年度は、須賀川桐陽高校、白河高校、会津高校の3校で55台を整備する。

PTAが買取り等により設置している185台の空調については、令和元～11年度にかけて計画的に整備していく。

残りの整備数などは計算を要するため、改めて情報提供する。

神山悦子委員

数年前に酷暑を経験し、ようやく高校の全ての普通教室に整備されたと思っていたが、まだ残っており、しかも11年間かかるとのことである。

ある程度は整備済みで、残りに着手するのではなく、最初から11年間かけて整備する計画だったのか。

施設財産室長

普通教室の空調設備については、PTAなどが買取りやレンタルで対応してきた。未整備分はおおむね今年度で設置が終わったが、PTAが買取り等で設置しているものは、経年で老朽化し更新が必要になるため、今後県がその分を整備し直していく。

神山悦子委員

内容はわかったが、11年間かかることにはとても驚いた。今年も異常気象でどうなるか分からないし、そのような悠長なことを言っていてよいのか。

この事業で設置済みの設備を更新するのだとすれば、説明不足だったと思う。11年もかけずに、もっと前倒しして完了するよう願う。

施設財産室長

改めて説明する。現在、クーラーや空調設備のない普通教室があるわけではなく、PTAが買い取ったクーラー等は、今は使用可能だが、月日がたてば古くなり更新が必要になるため、その更新を11年かけて進めるとの意味である。

神山悦子委員

現時点では、エアコンを設置していない普通教室はないが、その更新は必要だと理解した。いずれにしても、普通教室はもちろんだが、必要な場所にはもっと拡大すべきとの意見を述べておく。

エアコンの設置は本当に待たれていたと思うため、高校の現状を加味し今後とも対応願う。

(3月 9日 (火) 教育庁)

真山祐一委員

教4ページ、義務教育指導費の福島スクール・サポート・スタッフ事業について確認する。認識違いがあるかもしれないが、今回計上されている予算は、新型コロナウイルス感染症対応分を含めた予算が上乗せされているとの理解でよいか。

また、令和2年度と比較してどの程度の予算規模になっているか。

義務教育課長

福島スクール・サポート・スタッフ事業の予算については、通常分と新型コロナウイルス感染症対応分がある。

来年度の予算についても、今年度と同様に通常分と新型コロナウイルス感染症分を合わせた予算を計上している。

財務課長

補足で説明する。新型コロナウイルス感染症対応分として約4億9,000万円計上しており、この分が昨年の当初予算よりも増額となっている。

真山祐一委員

令和2年度の補正も含めて同規模の予算との認識でよいか。

財務課長

手元に正確な数字を持ち合わせていないが、昨年度の補正と同様の考え方で予算を計上している。昨年度の新型コロナウイルス感染症対応分の予算は、補正予算を計上する時期から令和2年度末までの分を計上している。3年度については、2年度と同様の考えのもと、年度当初から年度末までの新型コロナウイルス感染症対応分の予算を計上していることから、

その分が増額となっている。

神山悦子委員

スクール・サポート・スタッフについて聞く。教の4、13、16ページに小中高校と特別支援学校分の予算が計上されているが、それぞれ通常分と新型コロナウイルス感染症対応分との認識でよいか。

義務教育課長

委員指摘のとおり、通常分と新型コロナウイルス感染症対応分である。

神山悦子委員

スクール・サポート・スタッフがいることで現場は大変助かっている。しかしながら、県立学校で働いているスクール・サポート・スタッフの話では、1日5時間の勤務時間内で消毒作業のほかに集計データの入力などをこなさなくてはならず、結構大変だと聞いている。また、来年度の国の予算方針として、就労時間が短縮され、勤務時間が5時間から4時間に減らされる話が出ているようである。国の予算が減額されることに対する現場の対応としては、勤務時間を短縮することで経費を抑えていくことが考えられる。

今回私が話を聞いたスクール・サポート・スタッフの時給は839円であり、5時間勤務した給料でも生活していくのが大変な状況である。また、与えられた業務量を5時間の勤務時間内にこなすのも大変な状況であり、勤務時間が1時間減らされることは大きな影響を受けることになるが、県としてはどのような対応を行っているのか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフについては、国からまだ内示額が示されていないことから、勤務時間の設定はしていない状況である。

今年度については5時間の勤務時間で配置しており、今後、国から内示があった時点で勤務時間等を検討していきたい。

高校教育課長

県立高校に関しても同様に国の内示が出ていないため、内示が出れば勤務時間等も決まると考えている。

神山悦子委員

予算のつくりからすると、今までどおり5時間の勤務時間を想定した人数、配置内容、あるいは業務内容で積算していると考えられる。人数を増やしていこうと考えているかもしれないが、現場では内示がはっきりしていない段階においても、本人に対して勤務時間を減らす話がされている。そのような対応で本当によいのか。

コロナ対策については、新年度に入ってもまだまだ続くと考えられ、特に学校現場では、リモート授業や消毒作業など大変な状況にある中で、せっかくつくった制度が本人へ不利益を与え厳しい状況へ追い込んでしまうことは好ましくない。内示がはっきり示されていなくても、国に対しては今までどおり予算をつけるよう要望すべきと考えるが、どうか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフについては、学校現場からありがたいとの声がある。また教員からは、子供と向き合う時間や教材研究の時間、会議等を持つ時間が増えたと聞いている。そのため、スクール・サポート・スタッフについては、次年度も通常分とコロナ分を合わせて、全校に配置できるよう国へ要望してきた。

財務課長

先ほど、義務教育課長から説明のあったスクール・サポート・スタッフの通常分と新型コロナウイルス感染症分の予算について、訂正する。

スクール・サポート・スタッフの新型コロナウイルス感染症対応分にかかる予算については、昨年国において予算措置を行っている。しかし、スクール・サポート・スタッフにおける国の予算は、義務教育関係分しか措置されていないため、県立学校分については県が単独で予算措置している。

来年度についても高校と特別支援学校分の予算については、通常分ではなく、新型コロナウイルス感染症対応分で計上している。

神山悦子委員

県立高校等分は県が予算措置をするとのことで、県の仕切りで様々な対応が可能になると考える。手当てや時間配分に關しては、国が小中学校のスクール・サポート・スタッフ向けに示すものが基本になると考えられるが、高校の現場も今は大変な状況であり、特別支援学校においては本当に丁寧な対応が必要になってくることから、先ほど述べたとおり、現場の実態を見た上で、これまでどおりの勤務対応となるよう県の判断で実施すべきと思うが、どうか。

高校教育課長

高校分のスクール・サポート・スタッフ事業については、財務課長の説明のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて、令和2年度は県単独で予算を計上した。3年度当初予算については、全校配置との予算計上の基本的な考えに変更はないものの、国の要件拡大に伴い活用できる補助金が新たに確認できたことから、財源として国の補助金を一部充当している。

そのため、具体的な事業の実施は、国の内示を見てから判断したい。

神山悦子委員

経過について承知した。

新年度は、スクール・サポート・スタッフの県費分が多少緩和されると考える。先ほど説明したスクール・サポート・スタッフの時給は839円であり、勤務時間が1時間減らされた場合、月の給料として1万5,000～6,000円程減ってしまう。国の要綱において、スクール・サポート・スタッフの1日当たり、あるいは1週間当たりの勤務時間や働き方はどのように定められているのか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフの派遣については、1日当たりの時間数や週当たりの日数などの規定等は設けられていない。国から内示額をもとに、県が勤務時間数等を算出していくこととなる。

神山悦子委員

スクール・サポート・スタッフは、女性が担っているケースが多いと考えている。女性の働き方が様々言われている中で、本当はフルタイムで働きたいと希望している女性の働く時間が短縮されており、中にはシングルマザーやスクール・サポート・スタッフの収入だけで生計を立てている者もいる。

どのような者が勤務するか分からない状況の中、男女平等の賃金として一定の収入を得られなければ、必要人数は集まらないと考える。予算は国から補助されるとしても県が実施する事業であり、必要人数が集まらない状況が前年度及び今年度も続いていることから、そのようなことを踏まえた上で人数配分等を行うべきと考えるが、どうか。また、国からの内示はいつ頃か。

義務教育課長

内示は、3月下旬になると聞いている。

配置の在り方等については、今後研究していきたい。

宮下雅志委員

教5ページ、不登校・いじめ等対策推進事業として597万6,000円計上されており、これは新規事業であると考えてるが、事業内容について説明願う。

義務教育課長

不登校・いじめ等対策推進事業について、県としてスペシャルサポートルームやアドバイザーの設置、さらには地区別の研究協議会や不登校いじめ対策の母子家庭フォーラムを開催し、各学校や各市町村教育委員会等を支援していきたいと考えている。

宮下雅志委員

スペシャルサポートルームは現在も実施しており、継続して実施するものと考えてる。また、本会議で質問したが、先月、

教職員向けのサポートガイドを作成して配布したと聞いており、これも継続して実施されると思う。

児童生徒の具体的な支援の在り方を取りまとめたとのことについて、少し気になっている。不登校は原因が多岐に渡っており、一つに追及することはなかなか難しいと思う。そのような場合にスペシャルサポートルームに来ることができる子供は問題ないが、本当に登校できない子供に対してしっかりと学習機会を確保する必要があると考えるが、どうか。

義務教育課長

スペシャルサポートルームについて、登校できる子供は、指導者が直接指導できるものの、登校できない子供は直接指導ができず、指導支援がとても大切であるため、教育相談のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談体制の充実が重要である。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー以外で教員のスキルアップも重要であることから、各学校から1名ずつ集まって年に数日スキルアップ研修を行っている。

学校現場の教員も積極的に研修等を受けることで、登校できない子供を支援したいと考えており、ICT機器を活用しながらそのような子供の学習機会の確保に努めていきたい。

宮下雅志委員

しっかりと対応願う。

不登校について1点聞く。昔は、不登校に対して「登校刺激」を相当行っており、とにかく子供を学校に行かせることを目指していた。

しかしながら、例えばいじめ被害に遭って学校へ行けなくなった場合において、不登校は学校へ行かない行動自体が自らの命を守る行動になっている。そのため、学校へ行かないとの行動をきちんと認めてあげないとその先に進んでいくことができない。もう20年以上たっているため言うが、私の長男はいじめが原因で中学2年生から不登校であった。親も先生も優秀な学校で育っているため不登校が怠けに見えてきてしまい登校刺激を行うものの、逆に子供は精神的に参ってしまう。しかし、子供の不登校が自分の命を守る行動であることを親が認識した上で、学校へ行くことを促さなくなった瞬間に子供の姿勢が前向きになる。その際に不登校児の高校への進学方法や後々に中学校の教育を受ける方法、社会へ出ていくための様々な手法など、次の人生を切り開くための選択肢を丁寧に示していくことが重要である。そうした意味で、研修会やアドバイザーなど、不登校に対する統一的なスタンスを決めた上で、方針を示すよう願うが、県の見解を聞く。

義務教育課長

何より大切なことはやはり命であると考えており、学校においては不登校児童生徒に対して一生懸命指導しているものの、中には学校に来ることができない子供もいる。そのような子供に対しては、安心感を持たせることが大切だと感じながら指導を行っている。

県教育委員会では今年度より新たに「困ったと思ったらSOSを出してみよう」というリーフレットを出している。このリーフレットは、何よりも子供の命を大切にすること、それから何か困ったときは近くの人に相談して悩みを聞いてもらい、そして支援していくという目的で作成した。子供たちにはこれから先長い人生が待っているため、このようなリーフレットを使用して支援を行ってきたい。

水野透委員

教47ページの議案第63号について聞く。

まず、喜多方高等学校と喜多方東高等学校の統合校の名称は喜多方高等学校に決定した。須賀川高等学校と長沼高等学校も普通科高校の統合であるものの、須賀川高等学校ではなかったが、決定する過程における両者の違いを聞く。

次に、須賀川創英館高等学校について、校名の選定方法と由来を聞く。

次に、新しい校名として須賀川高等学校にしてほしかったとの意見が多いが、須賀川高等学校とする選択肢はなかったのか聞く。

次に、他の統合校においても共通の課題になると思うが、仮に須賀川創英館高等学校に名前が決定した場合、統合から10年後は須賀川創英館高等学校創立10周年との数え方になり、これまで築いてきた須賀川高等学校の110余年、長沼高等学

校の70余年の歴史がなかったことになるのではないかと危惧する同窓生がいるが、教育委員会の考え方を聞く。

県立高校改革室長

須賀川高等学校と長沼高等学校を統合し須賀川創英館高等学校にする条例の改正案を提出している。統合校の校名については、対等な2つの高等学校が統合して新しい学校を設置するため、基本的には新しい校名を検討する方向で考えている。

喜多方高等学校と喜多方東高等学校においても、新たな高等学校として設置するため新しい校名を検討するよう進めていたが、同窓会、PTA等の意見により両校で検討した結果、両校より喜多方高等学校とする提案があった。これを踏まえ、県教育委員会で検討し、例外的な形ではあったが喜多方高等学校と決定した。

次に、須賀川創英館高等学校の名称の由来についてである。須賀川の地にある高等学校であるため、名称の頭に「須賀川」をつけた。また、両校の教員が集まり統合校の校訓を検討し、その校訓である「自立」、「英知」、「創造」のうち、学びを通して新たな未来を創造する「創」の字、英知を身につける「英」の字、学びの「館」としての学校の姿を校名に込めて須賀川創英館高等学校とした。

3つ目の質問である校名を須賀川高等学校とする選択肢についてである。県教育委員会として可能性はゼロではなかったと考えているが、さきに述べたとおり2つの高等学校を統合し、新しい高等学校を設置するため、新しい校名にすることが基本であると考えている。

4つ目の質問である創立の数え方についてである。統合校では両校を継承する学校として新たに設置するため、両校の沿革も継承されていくとの認識である。その上で、創立年をどのように取り扱うかについては、両校の同窓会など学校関係者の意見を得ながら、両校で協議の上決定されていくものと考えている。

水野透委員

須賀川地域の普通科高校の大学入学共通テストの結果を聞く。須賀川高等学校は大学進学ばかりでなく専門学校への進学や就職する生徒もいる。きちんと基礎学力が備わっていれば職業選択時に選択肢を増やすことができると思うため、文系探求や理系探求よりは、むしろ基礎学力の定着に重きを置いたほうがよいと考える。もし把握していれば、普通科がある須賀川桐陽高等学校及び須賀川高等学校における今年の大学入学共通テストの平均点や得点率を聞く。

県立高校改革室長

まず、大学入学共通テストについてだが、大学入試センターでは学校ごとの平均点を公表していない。あくまで個人が大学入学共通テストを受験するため、点数の開示は個人に限られている。また、学校では自己採点を行うが、自分がどの程度のレベルにいるかを今後の進路に生かしていくために実施しているため、公表する内容ではないことを理解願う。

また、学校における重点の置き方についてである。高校には生徒一人一人が多様な進路希望を持ち入学するため、生徒に応じた多様な教育活動や進路指導を行っている。統合校においても、大学や専門学校への進学希望者、企業への就職希望者など幅広い進路希望を持つ生徒の入学が想定されるため、それらに応じた教育活動を展開し、魅力ある統合校づくりに努めていく。

水野透委員

次に、長沼高等学校の跡地利用については、地元住民も私も教育施設や福祉施設として有効活用するのが望ましいと考えているが、県の考えを聞く。

県立高校改革室長

統合後の長沼高等学校の跡地利用については、知事部局と連携しながら市町村とも対話を重ねて検討を進めていきたいと考えている。また、利活用のアイデアについては、先行事例の研究やワークショップを行うなど地域とともに検討していく。

水野透委員

県立高等学校改革懇談会では統合ありきではないとの説明があったために、地元では県の考えを見直してほしいと存続

運動などの動きがあった。署名などを提出しても回答をもらえず無視されて徒労に終わったとの意見もある。当初から統合ありきであれば、県教育委員会の骨格となる趣意を正確に伝えることが各県立高等学校同窓会や地元に対する真摯な態度であったと思うが、県の考えを聞く。

県立高校改革室長

1点目について、各関係者から署名や要望など様々な意見を得てきたが、県として思いを真摯に受け止めなければならないと考えている。署名や要望はその都度内容を踏まえて検討し、来庁時に説明している。

2点目について、当初長沼高等学校において統合への強い反対があったが、懇談会を重ね、第3回目の懇談会において統合はやむを得ないと一定の理解を得た。現在、急激な少子化が進んでおり、統合は避けることのできない喫緊の課題と考えているため、県立高等学校改革前期実施計画においては統合の必要性や統合校の方向性を十分に地域に示し、高等学校改革懇談会においては具体的な検討案を説明し、意見を得ながら進めてきた。

水野透委員

県立高校改革室長の説明のとおり、統合については少子化の状況を丁寧に説明してもらったおかげで、須賀川長沼地区においては統合が必要との理解を得られたことは事実である。しかし、私たちの感覚では、統合校の校名を決定する過程において情報が非公開であり、秘密主義、密室、ブラックボックスと誤解される形で唐突に発表されたことに、驚きと不信感を抱く同窓生や地元住民が多いのが事実である。この件について、どのような考えか。

県立高校改革室長

統合校の校名を決定する過程については、まず生徒、保護者及び教職員から校名案を公募した上で、統合校の教育活動に引き続き協力してもらおう同窓会などの学校関係者に示し意見を得ている。また、公表についてはメリットもあると思うが、その方法については慎重に考えている。

水野透委員

高校の統合は本県のみの問題ではなく、全国で現実的に必要な政策である。青森県における高校統合については、パブリックコメントの実施により県民から広く意見を聞き、政策を修正しながら合意形成を行ってきたほか、過程についてホームページ等で詳細を公開していた。本県教育委員会もパブリックコメントを実施すべきであったと考えるが、実施したのか。また、過程がホームページ等で公開されていないために、密室で閉鎖的に物事が決まっているとの印象があるが、県の考えを聞く。

県立高校改革室長

統合校の校名案については、各県において様々な方法で検討していると認識している。一方で、本県の県土は広く、学校に誇りや愛着を持ってもらうためにも、統合校の地元である両校の生徒、保護者及び教職員から校名を募集した。また、日頃から支援を得ている同窓会やPTA等の学校関係者の意見も得ながら、各校で校名案を作成してもらい、それに基づき県教育委員会が決定してきた。今後も統合校の校名案の検討については、両校の生徒をはじめ、保護者、同窓会など学校関係者の意見を得ながら進めていきたい。

密室性については、県立高等学校改革を進めるにあたり、本県では福島県学校教育審議会の中間まとめを発表した際に、県内7つの地域で教育公聴会を開き各地区の県民から意見を得た。また、県立高等学校改革の基本計画についても素案を作成し、パブリックコメントの実施により県民から広く意見を得た。さらに2回目の教育公聴会を7つの地域で開催し、基本計画についても改めて意見を得ながらまとめてきており、地域や県民の意見を得ながら県立高等学校改革を進めてきたと考えている。

水野透委員

この件については最後の質問である。私の認識が誤っていたら訂正願うが、県立高等学校改革前期実施計画を平成31年2月に発表し、令和3、4年度に実施するとのことであり、議論が熟し地域の理解を得るためには少し短い期間であると感じるが、県の考えを聞く。

県立高校改革室長

県立高等学校改革を進めるに当たり、急激に進む全国的な少子化が背景にあった。本県では東日本大震災や原子力災害があったため、学校数ではなく学級数を減らしてきた結果、全国平均と比較して小規模の学校が非常に多くなった。今後、さらに少子化が進む中で、教育を維持、向上させていくためには、統合等の県立高等学校改革は待ったなしの状況であると考えている。

これまで県立高等学校改革懇談会など様々な説明会の実施により得た多数の意見を踏まえ、統合校の特色ある教育活動について検討を重ねてきた。生徒、保護者及び同窓会等の学校関係者から理解を得ることができるよう、限られた時間ではあるが、引き続き丁寧に説明していく。

神山悦子委員

県立高校改革に関連して質問する。

今回の条例改正の内容として5校あるが、須賀川高校と長沼高校は校名を変更して須賀川市に設置するとの考えから、須賀川高校へ統合する。次に、大沼高校と坂下高校は統合して新しい校名となるが、設置場所が会津美里町であることから大沼高校へ統合する。3つ目として、湯本高校と遠野高校はどちらも同じいわき市内の高校における統合であるが、湯本高校へ統合する。4つ目として、相馬東高校と新地高校は、新しい学校を相馬市に設置するとの考えから相馬東高校へ統合する。最後に、保原高校の定時制課程と福島中央高校は統合校の位置が福島市になることから、福島中央高校へ統合する。間違いであれば指摘してもらいたいが、今述べたような理解でよいか。

県立高校改革室長

統合については、両校それぞれが歴史を刻んでいる学校であることから、対等な立場での統合という考えである。統合であることから、一方の校舎を使用する整理としており、須賀川高校と長沼高校の統合校については、須賀川高校の校舎を使用する。また、大沼高校と坂下高校の統合校については大沼高校の校舎、湯本高校と遠野高校の統合校については湯本高校の校舎、相馬東高校と新地高校の統合校については相馬東高校の校舎、保原高校の定時制と福島中央高校の統合校については福島中央高校の校舎をそれぞれ使用する考えである。

神山悦子委員

水野委員からも高校統廃合の質問があったが、教育長の説明では令和4年度以降は全部で10校の統合が予定され、うち5校は4年度から統合とのことである。今年4月には喜多方高校と小名浜海星高校が統合校として開校する。

しかし、私は県教育委員会の進め方に問題があると思う。加えて、言葉の使用が適切でない。統合ではなく統廃合との言葉が正しいのではないか。高校改革計画も統廃合計画としていない。また、懇談会と称しても関係者しか対象とせず、ようやく説明会を開催しても途中で打ち切ってしまうなど、教育委員会にはあるまじき間違った言葉を使用している。なぜ正確な言葉を使用しないのか。改革と称し、高校統廃合を県民に見えないようにしているのではないかと思わざるを得ない。正確な言葉を使用しないため、このような様々な問題が発生していると指摘しておく。

また、来年度の条例改正についても、住民から反対の声があったのではないか。統廃合の対象地域からは、市町村長も含めて高校をなくさないでほしいとの声は当然あってしかるべきであり、その声を十分に生かすかどうか県教育委員会に問われたと思う。保原高校の定時制の問題においても署名が提出された。加えて統合後は福島市に通学、つまり越境通学となるため保護者や生徒に新たな負担が発生する。

県は少子化対策、人口減少と言うが、小規模校で何が悪いのか。費用がかかるからか。平成30年頃に学校教育審議会における審議内容が突然発表され、保原高校定時制がなくなることを地域全体が知った。そうなることを予想してもっと早く周知するか、市町村と一緒に考えるべきではなかったか。

高校改革懇談会と称した地元の代表や学校関係者だけでどんどん決めていく強引な方法も含めて教育委員会に問題があると思うが、考えを再度聞く。

また、統合校設置に係る福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案は来年4月1日施行となると思うが、その条例

において対象となっている5つの学校にはどのように説明していくのか。

県立高校改革室長

まず、統合という言葉は統廃合が適切ではないかとの指摘があったが、地域において長年の歴史を築いてきた2つの学校が対等な形で統合することが基本的な考え方である。したがって、2つの学校が統合し、互いのよい教育内容を継承していくとして統合と表現しており、よりよい学校づくりのために統合を進めている。

また、懇談会及び説明会について、懇談会には首長等地域の代表が参加した上で審議している。加えて出された意見は持ち帰りの上検討し、意見交換を重ねながら丁寧に進めてきたと考えている。懇談会以外にも説明会を開催しているが、県教育委員会の考えをしっかりと伝えるとともに、様々な意見を得ながら進めてきた。

次に、学級減や少子化が進んでいるが、これまで主に学級減を進めてきたこともあり、小規模校が増えている状況である。さらに少子化は止まらず、今後も進んでいくことが予想される。学校が小規模になると生徒数がさらに減少し、それに伴い教員数も減少するため、決して教育活動の充実にはつながらない。そのため、統合により一定の生徒数及び教員数を十分に確保した上での教育実践が、その地域にとっての教育の場の確保につながっていくと考える。

小規模校で何が悪いとの指摘もあった。小規模校の利点がある一方で、今まで履修できていた科目の選択や部活動の実施ができなくなってしまうなど、教育内容が充実していかない、あるいは縮小してしまうことがあるため、統合の推進により教育の場をしっかりと整備していくことが県教育委員会の役割であると認識している。

神山悦子委員

私は、学級減による対応は評価している。すぐに統廃合せず学級数を何とか維持しながら小規模校でここまで来た経過は、県教育委員会の取るべき態度でよかったと思う。これまでの経緯としては、そこから一步進み統廃合の計画が突然公表され、県民や地域が知るところになった。統廃合の理由は私どもとかみ合わないが、本県ならではの教育というのであれば、40人ではなく30人学級の少人数学級を高校まで導入する等を推進すべきだったと思う。

また、懇談会等で丁寧に説明してきたとの答弁があったが、本当に丁寧だったのか。懇談会の途中では教育長も含め出席者が、これは決まったこと、あるいはこの方向でいくとして打ち切っているため、地域住民は言いたいことがあったとしても言えない。県教育委員会が方向性をリードしており、丁寧に説明したのではなく県の方針を伝えただけだとあちこちから聞く。県教育委員会の説明を理解しない地元住民とはそれ以上話し合いをしないとのことを行ってきたのではないか。そこは真摯に反省すべきである。丁寧に説明してきたとはとても言えず、教育委員会のやり方としては本当にまずいと思う。時間を要しても説明してきたならまだしも、統廃合の計画に沿って時間がなからと打ち切ってきたのが実態であると述べておきたいが、答弁があれば聞く。

県立高校改革室長

県教育委員会としては、まず県立高校改革の実施計画で具体的な学校名を挙げ、計画に記載のような学校づくりを行うことを示した。その上で、統廃合対象の高校ごとに懇談会を開催し、それに対し委員から様々な意見をもらいながら進めてきたと認識しており、打ち切ったのではない。様々な意見をもらっているものの、統合を先延ばしにしても生徒のためにならない、あるいは統合を進めていくべきとの前向きな意見も出ているなど、懇談会においておおむね統合はやむなしと一定の理解を得ている。中でも、令和4年度の統合は一定の理解を得たとして進めている。引き続き丁寧な説明及び理解を得られる努力をしながら、地域住民への説明を重ねた上で高校改革を進めていきたいと考えている。

神山悦子委員

最後に、教育長に聞く。

高校統廃合関係では、むしろ越境通学等今後の課題解決が大変だと思う。今定例会で提案されている改正条例において、統合校は令和4年4月1日から施行となっているが、それまでの1年間で通学、宿舎、生徒の負担や授業の在り方等諸課題について、地元住民の理解が得られなければ途中からやり直してもよいと思っている。諸課題を踏まえて今後どのように進めていくのか。また、地方創生との関係からも本当に改正条例の内容でよいのかと思うため、見解を聞く。

教育長

高等学校の統合について、まさに今委員が指摘した点を今後残された時間で進めていく予定である。

例えば、通学が遠距離で不便になる生徒に対する手当や、また教育内容については県立高校改革室長も答弁したが、入学が想定される生徒に合う形で魅力化を図ること等について、今後条例が可決となれば開校までに十分詰めていきたいと考えている。

最後に、地方創生については本会議でも企画調整部長が答弁しているが、教育委員会だけではどうしても力不足であるため、企画調整部と連携して市町村から意見を聞き、可能な限り地方創生につながるよう引き続き努めていきたい。

山田平四郎委員

学力向上に責任を果たすことは当たり前のことと思っているが、少し本気度を疑ったので教10ページのふくしまの未来を医療で担う夢応援事業の「夢」について説明願う。

高校教育課長

事業名の夢だが、本県で医師や看護師等の医療関係の進路を目指したいと考えている高校生に対し、進路希望実現すなわち夢を実現するために、多くの観点から支援する事業すなわち夢を応援するという事業名としている。

山田平四郎委員

昨年の12月定例会における自由民主党調会長矢吹貢一議員の代表質問に対し、医療あるいは医療従事者というコースを4つ設置するとの答弁があったと記憶しているが、生徒の夢とするのではなくもう少し真剣味があり必ず実現するとの意を持つ名称にすべきではないか。

当該事業費は約200万円計上されているが、事業内容を聞く。

高校教育課長

福島県立医科大学においてメディカルセミナーを実施する。時期は7月を想定しており、参加者数は230名程度と考えている。同大学の教授等による本県の医療に関する講義、また先進の基礎医学や看護学生の講義等受講など様々な体験実習を行う予定である。

さらには、上級学校の進学に向けた中央の講師による講義演習等も含めて考えている。

山田平四郎委員

昨年2月定例会の総括審査会で医師不足について質問した。本県と同様に医師不足の状況である都道府県は20数県あるため、引き抜きではなく自県で医師を育てなければならない。加えて医師不在の地域があることや総合的な病院がない等本県の医療状況下の現実をきちんと教えなければならない。

また、この夢という言葉が気に入らない。本日は福島県立医科大学の合格発表であったが、定員80人のうち本県の高校生は11人しか合格していない。教育長が冒頭で学力向上の責任を果たすと説明したが、本当にそうなのか疑問を感じている。医師を育てるには時間を要するが、夢ではなく実現性のある事業内容を真剣に考えなくてはならない。医師になりたい生徒は、医師になるのが夢ではなく医師になりたいのである。夢を見ている時間があつたら勉強するのではないか。事業名称が気に入らないと述べたのは申し訳ないが、もう少し誤解を招かない名称にしてほしい。また、このような事業は毎年度実施されると思うが、本県を含めて医師を目指すようなコースや科目を設置している学校等もあるため、そのような情報収集も行うべきである。定員増に比例して合格者増とはいかないかもしれないが、冒頭で教育長が述べたように、学力向上に責任を果たすとの大きな使命感があることを感じてもらいたい。答弁は不要である。

宮下雅志委員

山田委員の質問に関係するが、ふくしまの未来を医療で担う夢応援事業は意識づけの性格が強いと感じた。一方、オールふくしま学力向上推進事業は難関大学を目指す生徒に対し合同学習会を実施との説明があつたが、本当に難関大学を目指す生徒の学力を向上させる施策なのか。両事業の違いを聞く。

高校教育課長

まず、コース制も関わってくるふくしまの未来を医療で担う夢応援事業については、生徒自身が自ら学ぶ力すなわち学力をいかに育てるかであり、その学ぶ力の源泉としては目的意識や高い志、そして山田委員から誤解を招くとの指摘があった夢も非常に重要になる。そのような生徒の心に火を付ける材料が、ふくしまの未来を医療で担う夢応援事業におけるメディカルセミナーであると考えます。

一方で、山田委員が指摘したように、夢でなく実現するとの観点から実施する難関大学を目指す生徒約100名を集めて開催する合同学習会は、学ぶ力もしっかり身につけていくものである。

宮下雅志委員

追加代表質問でも触れたが、やはり数値化して比較されることは教育の中でも厳しい現実ではないか。県は高校生の将来、例えば難関大学進学や医学系の学部進学等、すなわち数値化され比較されるものに対しても対応していくとの意思表示と感じている。そうなったときに目指すべきところ、例えば難関大学や医学部の合格率の向上だが、当面目標とする成果を聞く。

高校教育課長

先ほども説明したが、まず医師を目指す生徒の進路実現を図っていくとの観点で授業やコース制を実施する。しかし、医学の道に進みたい生徒の数は各学校まちまちであるため、生徒の進路実現を図るところでは各学校と相談の上、目標を掲げていくべきものとする。ただ、数値がよりは生徒自身の高い志などをしっかり実現していくことが非常に重要であるため、その観点からの事業を展開していきたい。

宮下雅志委員

各学校で志望者がまちまちなのか。調べたところ、例えば本県では昨年度の東京大学現役合格者が7人であったのに対し、富山県は20数名であった。進学者数を掲げるのはなかなか難しいかもしれないが、数値を向上していく意識はあるとの認識でよいか。

高校教育課長

生徒が目指す各大学あるいは進路にどの程度の割合で実現していくかは、非常に重要だと考えている。

宮下雅志委員

数値ばかりが教育の目指すべき姿ではないと思うが、現在の状況を鑑みればそれなりに結果を想定した上で、成果に結びつく施策を展開をしていくことが大事ではないか。例えば、勉強会の回数や開催場所の設定方法によっては県内各地から可能性のある生徒をより引き上げることもできると思うため、その辺も含めしっかりと成果を意識して取り組んでほしい。

今定例会でも取り上げたが、教育の目的は比較される数字ばかりではなく、生徒の真の学力、生きる力を目指していくことであり、その中で本県の教育の魅力をしっかりと作り出していかなければならないと述べた。比較される数字によって、本県の大学に入学するとその先の人生において不利なのではと考える保護者がおり、心配する声を私もいろいろ聞いている。本県はこのような教育をしており、このような子供を育て、これが全国に誇れる本県の教育だとの具体的な内容をしっかりと示していくことが重要だと思うため、質した。

本県ならではの特色ある教育の一つが、現在の高校教育における探究型の学習活動であり、新年度当初予算において様々な事業が計画されているため聞く。

まず、教育長より冒頭で葵高校と喜多方高校に加えて白河旭高校も地域課題探究活動の充実、促進との説明がある。そして教11ページの地域との協働による高等学校教育改革推進事業として1,239万2,000円計上されており、内容は、原子力災害からの復興をテーマとし、地域課題の解決、実現を通して持続可能な世界や地域の実現を目指すものである。もう一つ、教14ページの統合校魅力化発信強化事業として481万7,000円計上されており、内容は統合校で地域課題探究型の教育を行うものである。いずれも課題探究型の学習を高校で進めていく事業だと思うが、全体像が見えない。葵高校、喜多方高校、白河旭高校や統合校が出てくるが、どこの学校がどのような事業に取り組むのか。誇れる福島教育とは探究型教

育であるとの説明があったため、全体像を聞く。

高校教育課長

ふくしま創生人材育成事業において、県内各地域でふくしま創生サミットという全県立高校の代表生徒が参加する催しを開催している。各地域の探究に関する発表やポスターセッションを行い、地域貢献を宣言するものである。

また、先ほどのサミットの中でも特に活動が顕著な30校程度の学校を想定しているが、グループや個人で考えた社会貢献に関する様々な実践活動を発表するふくしま高校生社会貢献活動コンテストを行い、顕著な活動の発信、検証等の取組を説明する。

併せて、各学校への支援としては2つある。1つ目は、県立高校から30校を指定し郷土理解を促進する事業を行っている。これは各学校で自由に計画を作成し、それに基づいて各地域の人材活用による放課後の探究活動の充実や地元企業と連携した地域の魅力発見に取り組む事業である。2つ目は、先ほど宮下委員から指摘あったが、会津地区の葵高校と喜多方高校、さらに次年度は県南地区の白河旭高校をモデル校とし、モデル事業としてコーディネーターを配置する。探究型学習を推進するためには、地域の様々な人材を集約する人材ネットワークバンクが必要と考えているが、どこにでもあるわけではないため、コーディネーターの力を借りながら地域人材ネットワークバンクを構築していく。また、その地域の歴史、伝統、文化などを含めた魅力発見マップの作成にも取り組んでいる。これらの取組を踏まえ、ふくしま高校生社会貢献活動コンテストやふくしま創生サミットにつなげていく支援を行っている。以上が全体像である。

それに加え、教11ページの地域との協働による高等学校教育改革推進事業において、ふたば未来学園高校で原子力災害から復興を果たし新たな地域社会を創造するグローバルリーダーを育てる取組を行っており、これも探究活動の一つのモデルである。

県立高校改革室長

統合校の魅力発信強化事業は、これまでの統合の実現に加え、統合により新たな学習を導入していくため、それに係る必要な整備としてソフトウェア面で支援していく事業である。

事業対象が統合校であるため、来年度はまず喜多方高校と小名浜海星高等学校が取り組み、令和4年度や5年度に統合予定の各5校に対し統合後も含め支援を行っていききたい。

宮下雅志委員

全体像の提示を感謝する。本県にはこのような教育があるということを知りたくて自分たちも自信を持って伝えられる内容にしっかりと育てていただきたい。モデル事業等様々な新事業を通して今後試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいくと思う。しっかりとエビデンスやデータ、そしてそれが成果につながっているのか、またどのように活用できるか等も含めて、本県の教育の魅力育てるよう願うが、見解を聞く。

高校教育課長

委員指摘のとおり、地域創生と学校教育が両輪になって地域を盛り上げていく姿は全国に誇れるものになると思うため、しっかりと育てていきたい。また、とある学校の8～9割の生徒は卒業時に自分の生き方や進路を考えるようになったとのことであり、そのようなエビデンスも含めてしっかりとつかんでいきたいと考える。

神山悦子委員

質問は2点あるが、その前に意見を述べたい。

私は高校を統廃合することには反対である。統廃合された場合、トップクラスをつくり、各ランクに応じて選別化されることとなる。そうではなく、どの子供にも基礎学力をつけさせることが必要である。ランクづけされることは、子供たちの心を傷つけると思うため、慎重に行うべきである。

教3ページ、財産等管理費の県立学校空調設備整備事業について、何校が対象となるのか。また、電気代やメンテナンス費の負担元はどこか。

施設財産室長

令和3年度においては、3校で55台を整備する予定である。県で整備するものであるため、電気料などは県で負担する整理となっている。

神山悦子委員

P T Aで設置しているところの電気料やメンテナンス費、リース代が発生すると思うが、どう考えているのか。

財務課長

県が設置する以前からP T Aが設置していたエアコンについては、県の設置分と同様に、普通教室分は昨年度から補助金として支給している。

神山悦子委員

引き続きよろしく願う。

特別支援学校の整備は今年の夏ではほぼ終わると聞いているが、残るとすればどのくらいの数になるか。

施設財産室長

県立学校のエアコン空調関係について、県立高等学校の普通教室においては、今年度中に全教室の整備が終了した。また、特別支援学校においては、大規模改修工事を行っている。大笹生支援学校及び猪苗代支援学校については、工事の中で校舎ごとに年次計画で行うこととしており、現在取り組んでいる工事の一部分は来年の夏前までに終了する見込みである。しかし、3期工事があるため、令和4年度中に整備が終わるものが一部ある。

神山悦子委員

今年の夏も気候変動により猛暑とならないよう祈るが、なるべく前倒しで進めるよう要望する。

教4ページの夜間中学調査・研究事業について、まだ決定していないのか。県で実施するとも言わないのか。

義務教育課長

来年度も今年度と同様に設置検討委員会を計画し進めていく。

神山悦子委員

以前にも指摘したが、県は調査研究を早急に終了させ、具体的な計画を提出すべきと思う。来年度は調査研究のみ継続して行えばよいものではないと思うが、どうか。

義務教育課長

今年度中に決定しなければならないわけではなく、来年度も設置検討委員会を開き、ニーズ調査や広報活動を行う。また、市町村と県で連携して設置するのか、独立して設置するのも検討し進めていく。

神山悦子委員

全く進展がないと思うが、何年間取り組んでいるのか。私は、県が取り組むべきと思う。外国人も多く、日本語を学びたい人もいだろう。また、県内にも夜間中学校において学び直したい生徒がいると思うため、具体的に示し、早急に取り組むべきと思うが、どうか。

義務教育課長

先月、設置決定委員会が開かれた。このときは、市の担当者や教育庁の代表者、校長会や関係する団体も参加し、検討を進めた。結論はまだ出ないが、次年度も継続し、検討していくとのことで確認した。

渡部優生委員

教24ページの文化観光拠点施設機能強化事業の概要を聞く。

社会教育課長

文化観光拠点施設機能強化事業について、今年度は途中から第2次募集として申請し一部が採用されたため、現在事業を進めている。県立博物館を文化観光振興の拠点とし、会津若松市や会津若松観光ビューロー、商工会議所等と連携しながら文化観光の振興を進めようとしている。博物館では、まずは拠点としての機能を強化することに力を入れており、多言語化やW i - F i環境の整備などを計画的に取り組むことを考えている。

予算の観点から説明する。令和3年度においては、今回計上された額の3分の2が文化庁の補助金である。先月、文化庁にWi-Fiの整備などを進めていく計画を申請し、今月中に計画採用の結果が来ることとなっている。なお、会津地方で関係機関と連携し文化観光を進めていくとのことで、会津若松市も地域計画を作成し連携して進めていくと聞いている。

渡部優生委員

令和3年度だけの事業か、継続的な事業か。

社会教育課長

文化観光拠点施設機能強化事業については毎年度計画を提出することになっており、その元となる拠点計画は令和2～6年度までの計画を提出し、採択されている。機能強化についての様々な具体的内容については毎年提出しており、3年度分は、現在文化庁に計画を提出している。

渡部優生委員

了解した。

県立博物館であるため、会津地方のみならず県全体の文化観光拠点となつてほしいとの思いがあるが、どうか。

社会教育課長

県立博物館が本県の文化振興の拠点になるような計画を提出した。会津地方を中心としているが、博物館がどのような力を発揮できるか、可能性をしっかりと表現したい。

渡部優生委員

県全体に本県の文化が提唱されるよう、文化観光の切り口で広がるような取組を願う。

水野透委員

県内において学校給食の公会計化を導入している市町村の教育委員会の数や割合を聞く。また、公会計化の導入は教職員の働き方改革にもつながり、導入できない市町村にとってはシステム導入に係る経費の負担が大きいとのことだが、県が市町村に経費を支援する考えはあるか。

高校教育課長

昨年11月4日に文部科学省が公表した「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果について」によると、本県では、給食を無償化している13市町村を除き、県内で公会計化を実施している市町村は、田村市や会津坂下町等を含めて5市町村である。また、導入を検討している市町村は、福島市や郡山市等を含めて12市町村あり、合計17市町村、35.4%である。

2つ目の質問については、委員指摘のとおり、公会計化により教員の業務負担の軽減、保護者の利便性向上や給食費の徴収管理業務の効率化などに効果があることは十分承知している。しかし、新しい業務システムを導入する準備経費、教員が行っている徴収管理を行うための人材確保、また市町村によっては新しいシステムの導入に伴う条例や規約等の改正が課題になっている。これまでも県では市町村教育委員会やPTAが参加しているプロジェクトチーム会議において、具体的な導入事例の紹介等により公会計化が進むよう取り組んできた。

引き続き、県内における導入事例や他県の先進事例の情報収集に努め、市町村教育長協議会の会長等にも説明し、公会計化への理解が進むよう、しっかりと働きかけていく。

真山祐一委員

文部科学省から、条件はあるものの基本的には認める旨の通知が出されていると思うが、本県における不登校児童のオンライン授業での出欠の取扱いについて聞く。

義務教育課長

ICTの活用やフリースクール等における出席の取扱いについては、平成17年及び令和元年に文部科学省より通知が出された。保護者と学校による連携協力体制がしっかりしているか、訪問等により対面指導できるか、計画的なプログラム

がなされているかなどの観点から評価され、最終的には、校長の判断により出席扱いになるとのことである。

真山祐一委員

本県においても出欠は認めているとの認識でよいか。

義務教育課長

最終的には校長の判断になるが、そのような事例があると聞いている。

真山祐一委員

先ほど宮下委員からも質問があったが、不登校児童の状況として、どうしても家から出ることが難しく対面できない場合もあると思う。明確に理解していないので詳細は不明だが、オンラインで授業を受け教材プログラムを受講することやオンラインによる対面も可能であると認識している。生徒の状況に合わせて柔軟に出席を認めていく取組が必要と思うが、どうか。

義務教育課長

先ほどの説明で、訪問等での対面指導が必要であるとの話をしたが、今般ICT機器が1人1台利用可能となったことも踏まえ、文部科学省と協議しながら進めていきたい。

真山祐一委員

GIGAスクール構想を推進し、1人1台端末を実現する中であってしかるべき措置だと思うため、全ての生徒にしっかり対応できるような仕組みの構築を要望する。

佐々木彰副委員長

中学校や高校の英語教員に対し外部試験の導入を行うとの話があったが、そのほかの教科はどうか。

義務教育課長

県としては今のところ検討していないが、漢字検定や歴史検定、数学検定などもあるため、情報を得ながら研究していきたい。

佐々木彰副委員長

県民から、英語だけでなくほかの教科も導入するべきとの声があったため、質問した。

教育長から、地震被害について市町村と連携しながら学校施設の早期復旧に努めていくとの話があり、財政的にも大変だと思うが、今後県としてどのように支援していくのか。

施設財産室長

市町村の学校施設について、先週末、各市町村に対し災害復旧の国の事業に申請をするよう説明会や個別相談会を実施した。なるべく多くの市町村の事業が申請されるよう、県としても助言等をしていきたい。

神山悦子委員

教育長の説明にあった、主要施策4「ふくしまの未来に向けた創造的復興教育」について聞く。「震災を知らない子供たちが増えていく中、昨年秋に開館した伝承館も活用しながら、震災の記憶と教訓の継承に取り組んでいく」との説明があったが、放射線の教育が数値だけになりつつあるのではないかと心配である。放射線教育とは、本県がなぜ原発事故の被災地となったのか、本県の受けた実情をきちんと教えていくことが大事と思うが、どうか。

義務教育課長

震災後10年間、県教育委員会としては、大切な教育の一つとして放射線教育に取り組んできた。具体的には、放射線や防災についての指導資料やリーフレット、指導用のDVDを作成しながら指導し、今年度においては、教育委員会で新たに教員向けのものほか、放射線について保護者と共に学ぶことができる内容のリーフレットを作成した。今後も放射線教育を継続し、伝承館を活用しながら、原発事故を知らない子供たちにも継承していきたい。

神山悦子委員

時代の変化に伴い、内容も変化させる必要があると思う。教育の中で、原発事故については触れないようにとあったよ

うだが、今もそうなのか。そうであれば間違いだと思う。本県原発事故は世界に例がないほど大規模であったため、県が関わってきた歴史や経過を含め、現在は何のような状態かを学校教育でもきちんと教えることが必要であると思うが、どうか。

義務教育課長

自分の言葉で説明することが大切であると考えている。委員指摘のとおり、事実は事実として伝えていくべきであり、それは指導資料の中にも記載されている。さらに今後10年を考え、子供たちの生き方を自分で考えさせる指導も併せて取り組んでいきたい。

神山悦子委員

高校の教育現場で、子供たちが本県の原発事故をどのように受け止めているか、非常に興味深いアンケート調査を行った。その結果、「県内には原発原子炉が何基あるか」との問いに、正確に答えられた割合は3%ほどであり、「わからない」との回答は55%と多数であった。また、「どの地域にあるか」との問いには、回答できた子供もいたが、ほとんどは正確にはわからないとのことだった。また、「放射線の身体への影響で気になることはあるか」との問いには、ほとんどが「全くない」との回答だった。子供たちにとってこの10年は非常に大きく、現在はそれらについて全く知らない子供たちがいることを踏まえ、教育現場で改めて学び直すことが必要と思う。本県はこの10年間、台風災害や地震被害もあり、現在は新型コロナウイルス感染症で非常に大変な状況である。その苦しみを子供たちも様々感じていると思うが、学校現場であれば表現できるかもしれない。そこに本県ならではの教育の一つの役割があると思うが、考えを聞く。

義務教育課長

友達との会話、教師との会話、教師と友達を含めた会話によるアクティブラーニングを用いて、主体的対応で深い学びを目指しており、放射線についての基礎知識や防護の手段、生き方などが必要になると思う。教育委員会において作成された各教科の指導を強化する点を記載した冊子があるが、放射線防災教育についての項目もあり、各学校においては、指導の重点科目として取り組んでいく。

高校教育課長

震災から10年が経過し、子供たちの記憶が薄れている、または出生前に発生し、周りの大人から当時の状況を聞いていない場合もある。そのような状況の中で、直接大人から震災の実情を聞くことは非常に重要と考えている。学校現場ではその後の心のケアを行う必要があるため様々な心配があるが、一步踏み込んで聞き、それをまとめ、世界の人々へ発信していくことが非常に重要と考えている。語り部等の活動も含め、当時の震災の記憶を継承し、本県の柱となるような未来へつなぐ探求学習をしていきたい。

一例を挙げると、ふたば未来学園高校の生徒の父親が相馬市で漁業を行っており、風評被害を防ぐために、本県沖産のヒラメの身と相馬産のみそ、塩こうじを使った「FISH PROTEIN（フィッシュプロテイン）」を作ったところ非常に好評だったが、一方ではSNS上で誹謗中傷被害に遭った。そのような状況下で、原発事故の実情に触れ、自分の事として学習していくことが有効と考えている。

神山悦子委員

広島県や長崎県での原爆被害においても、子供たちがきちんと受け継いでいるとの長い歴史の前例もあり、本県の教育現場でもそのような教育を望んでいるため、よろしく願う。

吉田栄光委員

私の地元である双葉郡にはそれぞれ県立高校があったが、子供たちの避難により学校が経営できないなど再開の見通しが立たなかった。私は双葉高等学校の同窓生だが、同窓会に呼ばれ、双葉高校はどうかと何度も質問を受けて苦慮した記憶がある。東日本大震災及び原発事故により各県立高校は休止状態にあり、子供たちが教育を受ける環境を失った。今震災からまさに10年がたとうとしており、全国的にも本県においても2025～2040年に少子高齢化を迎える環境の中、県立高等学校改革は必至である。改革に挑む皆の姿を見ていると、当時ふたば未来学園高等学校の最高責任者であった丹野

高校教育課長の思いや姿と重なる。

コロナ禍において様々あるが、ふたば未来学園高等学校の生徒はしっかりと前へ進んでいる。原子力発電所事故という大きなものを背負いながら、自分の将来を想像し生き生きとしている。現在、各高校が休止し再開できない状況の中での憂いは、我々の年代に多いが現在教育を享受している子供たちには多くない。大きな改革を前に進めていこうとするとき、様々な障壁や障害があるが、それを乗り越えたときに結果が出るはずである。放射能の影響を受ける双葉郡に、果たして県立高校をつくってよいのかとの大きな世論があった。私もSNSで攻撃された。夜に誹謗の電話ももらった。私は、地域で子供たちが教育を受け、震災及び原発事故の現状を次の世代にしっかりとつなぎ、本県の復興を進めていくとの思いを丹野高校教育課長に教えてもらった。ぜひ今回の県立高等学校改革をはじめ令和3年度当初予算における新規事業や継続事業をしっかりと成し得るよう願う。この10年間の苦労を皆がしっかりと乗り越えたことから、新たな難儀を超えるものができるかと信じている。様々あったが、経験した各職員がいるほか、私の地元で頑張った丹野高校教育課長は特に信じており期待している。教育長を中心に本県の教育を改めて皆に考えてもらい、議会や地元県民への説明を続けるよう願う。答弁は不要である。

(3月10日(水) 商工労働部)

宮下雅志委員

商12ページの中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、2月13日に発生した福島県沖地震についての国に対する訴えによって特例措置で認められたと本会議で聞いた。内容はこれまでの制度を基本として行われるとのことであったが、予算の詳細について聞く。

経営金融課長

商12ページの約15億8,000万円については、東日本大震災の新規申請分の予算を計上している。2月13日の地震については、国が制度とスケジュールを検討しており、県も情報収集しながら対応を進めている。今回は激甚災害に指定されていないが、特例的に県内全域を対象として適用されると聞いている。

宮下雅志委員

対象は県内全域とのことで承知した。

融資制度について、同じく12ページの中小企業制度資金貸付金が次年度の事業として上がっているが、ウィズコロナやアフターコロナを見据えて利率等の変更も含めた対応をしていくとのことで、実際、実質無利子型の緊急資金については、3月まで延長され、今年度の補正で限度額が4,000万円から6,000万円に増えた。新年度の中小企業対策は10割の協会保証ではなく、責任共有制度で2割を金融機関が負担する資金との説明を受けた。この制度は今の厳しい中小企業の支援にとって、後退であると認識した。新年度の融資制度について、どのように対応しているのか。

経営金融課長

商12ページの約703億円を計上している中小企業制度資金貸付金は既存の外的変化対応資金として、基本的に保証協会が8割保証で、台風や豪雪などの自然災害、新型コロナウイルス感染症による経済的影響に使える資金である。コロナ対策特別資金の有利子型よりも保証料や利率が若干高くなっているため、まずは利率を見直して、1.5～2%に設定し融資枠を拡大するため当初予算で要求したが、3月頭に、有利子型に適用している保証制度である国のセーフティーネット保証が再延長したことから、新年度まで有利子型の受付を延長して対応することを検討している。

国の制度が3か月程度延びているため、新年度4月に速やかに対応できるよう調整を進めたい。

宮下雅志委員

今の厳しい状況を考えると、事業資金をしっかりと確保できるような体制をとるよう願う。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、貸付け限度まで借りて、これ以上借りられない状況や、債務超過に陥る

状況になっているのではと感じている。今後は償還のことも当然問題になってくると思うが、県内の中小企業を支えていくためには、何らかの方針を立てるべきである。例えば、経営支援協議会による経営改善や経営相談、新型コロナウイルス感染症に対応した転換をするなど、債務超過状況にある企業の中でも再生の可能性がある企業に対して、積極的に支援を行うような制度構築の必要がある。

コロナ禍で、資金繰りも含めた中小企業支援をどのように進めるのか。

経営金融課長

例えば、年度末の資金繰りや年末の年越し資金等については、国から据置き期間や返済期間を柔軟に対応するようとの通知が出ており、県からも金融機関に対して依頼をしている。まずは、資金を借りられるならば制度資金を利用してもらい、返済困難な場合は、事業者の状況に応じて個々の金融機関が相談に乗るよう国から通知が出ている。

また、商工労働部長説明にもあったが、個別の支援については、例えば新型コロナウイルス感染症に対応した場合や事業承継等で使えるいきいき支援事業などの少額補助により事業転換を促したり、地域の税理士や中小企業診断士等の専門家が集まって、個別に深く掘り下げた支援を検討するオール福島経営支援体制を利用してもらおう等、各事業者の立場に立って支援していきたい。

真山祐一委員

商11ページの将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業について、現在の対象者と対象人数、また新規の学生だけではなく既卒者に対する状況を聞く。

雇用労政課長

本事業では、本県の産業を担う人材になるべく来てもらうために、県が奨学金の返還を支援する事業を行っている。対象となる産業を定めており、一つはエネルギー関連や医療関連、ロボット関連等の地域経済を牽引する成長産業である。もう一つは、今年から対象を少し広げ、地域資源を生かした小売業やサービス業、観光産業などに就職した人も対象として事業を行っている。

従来は大学3、4年生を対象としてきたが、一旦卒業して首都圏で就職した人にも県内に戻ってきてもらうため、既卒者枠を今年度から設けた。

最初に大学4年生と既卒者、次に大学3年生を対象に合計60名程度を募集している。今年初めて既卒者枠を設けて募集をしたが、現在認定している既卒者は1名であり、伸び悩んでいる状況である。大学生を含め募集は3月頭で締め切り、応募総数は34名であった。

真山祐一委員

奨学金の返還支援は非常に重要な取組であり、いわゆるU I Jターンにつながるような地方創生の取組として推進されている。今の説明からすると、対象人数は既卒者も含めて順次拡大していると思うが、対象枠もさらに拡大願う。また、応募総数が34名とのことであるが、制度の周知そのものがまだまだ弱いのではないかと思うため、より強化してもらいたい。

経済界との連携について、例えば基金に対して経済界が出資することも制度上はあり得ると聞いているが、どのように連携しているのか。

雇用労政課長

当該事業が始まった当時、県銀行協会の協力を得て、一部基金に出捐してもらったことがあり、周知にも協力してもらっている。例えば各銀行の窓口にチラシやポスターを置くなど、主に保護者に知ってもらうため力を入れて取り組んでいる。委員指摘のとおり、なかなか数字が伸びていない状況であるため、首都圏の大学に直接働きかけているが、今年は新型コロナウイルスの影響で思うようにできなかった場合がある。引き続き、様々な手段で周知を進めていきたい。

真山祐一委員

広報経費についても、特別交付税で措置されるようになると思う。企業との連携の仕方は様々あり、企業が直接返還支

援を担う場合は、損金算入もできることも新たなファクターになってくると思うため、経済界と連携した周知徹底も含めて、より活用されるようよろしく願う。

商25ページ、14ホープツーリズム推進事業と17浜通り観光再生事業について、当初予算関連資料では、ホープツーリズム推進事業に「ホープツーリズムの関連コンテンツ、モデルコース等の最新情報を整理集積した総合窓口の整備、運営情報発信を行う」との記載があり、浜通り観光再生事業に「情報発信できるプラットフォームの整備」との説明書きがある。

浜通りの交流人口拡大を目的とした情報発信の在り方は、一元的にもっとPRすべきとの思いを持っていたが、今回計上された予算で情報発信をする総合窓口とはどのようなものか。

観光交流課長

ホープツーリズム推進事業の総合情報発信については、県観光物産交流協会が窓口となり行っている。その窓口で旅行代理店や学校からの情報を受け、地元のフィールドパートナーや施設等と連携して旅行を組み立てるような形で便宜を図っていきたいと考えている。

また情報発信においても、地元の受入れ体制や誘致の活動等も県観光物産交流協会を窓口として取り組んでいきたい。

真山祐一委員

県観光交流物産協会が、いわゆるDMO（観光地域づくり法人）的な役割を果たして、ホープツーリズムや浜通り観光の交流人口の拡大の推進役になるとの理解でよいか。

観光交流局次長

浜通りの情報発信の一本化について、浜通りでは様々な者がプレーヤーとして情報発信をしており、震災から10年が経過しホープツーリズムも含めて観光交流人口の拡大の話をしている。その中で、例えば浜通りの民間団体に委託し、浜通りの情報発信を一元化するために新年度の事業として企画した。

真山祐一委員

ホープツーリズム推進事業と浜通り観光再生事業は別個の取組ではあるが、浜通りの情報を一元的に発信する取組として、民間団体に委託する形で推進が図られるとの理解でよいか。

観光交流局次長

そのとおりである。

真山祐一委員

議案説明資料分冊の商52ページ、売上げが減少した中小企業者に対する一時金についてである。県の一時金と経済産業省の一時支援金の一部が、本県の事業者にも関係する場合がある。国の一時支援金の要件には、地方自治体の協力金等を受けていないことと項目があるため、事業者にとっては当然金額が高い国の一時支援金を申請したほうがよいのだが、審査に時間がかかるため、同時に申請してもよいのか、国の審査に落ちてから県に申請するのか、県の見解を確認したい。

商工総務課長

委員指摘のとおり、この制度は県の制度及び国の制度を重複して受給できないとなっている。金額も、国が初め法人40万円、個人20万円であったものが、今は法人60万円、個人30万円となっている。一方で、本県は県内に中小企業、個人事業主が多いため、一律で20万円としており金額は安い。

国の制度周知などの進捗が遅い状況であり、国に申請してから県に申請する、あるいは同時に申請してもよいかとの話もあるが、国と県は重複しないことが基準であるため、一刻でも早く金が欲しいとの実情を県も十分理解しているが、最悪の場合両方に申請してしまうと、どちらの要項にも抵触しどちらからももらえない可能性が出てくるため、取引額の多さや東京の業者をメインに行っているのか、県内の飲食店を多く行っているのかなど、内容に応じて判断してもらおうとしか言えない。県としても国の制度に関して情報収集に努めているが、完全に捉え切れない部分もある。現段階では、内容によって県内の取引が多ければ県に申請したほうが早めに対応できると考えている。

真山祐一委員

今のようなケースに陥る事業者はそれほど多くないが、間違いなくいる状況である。私の個人的な考えだが、同時に申請し、場合によってはどちらかを辞退することで何とか乗り切れないかと思うが、そのようなことはできないのか。

商工総務課長

現在のところそのようなイメージは持っていなかった。しかし、実際申込みの段階またはどちらも振り込まれていない段階で辞退することは可能かもしれないが、仮にどちらも気づかずに振り込んでしまった場合、必ず戻入する手間や、なぜ重複してしまったのかとの理由書を国から求められることになると、事業者に二度手間をかけてしまう可能性も出てくると思う。

一方で、申込みの段階においては、少し検討する余地はあると思うため検討したい。

真山祐一委員

かなり限られた難しいケースであると思うが、事業者は様々なものに何とか活路を見いだそうと取り組んでいるため、どのような形で検討できるか分からないがよろしく願う。

神山悦子委員

別冊の商22ページについて聞く。

県の時短営業協力金と一時金の申込みの締切りはいつまでか。

商工総務課長

時短営業協力金の第1弾については、受付期間が2月8日～3月10日となっており、本日の消印まで有効である。一時金は、3月9日～5月14日までをイメージしている。

神山悦子委員

時短営業協力金について、第1弾を受けた事業者は第2弾も別々にカウントされ、それぞれ申請できるのか。

商工総務課長

第1弾を受けた場合でも第2弾を引き続き受けることが可能である。なお第1弾を受けた事業者は、第2弾を申し込む際に重複する書類などの省略も可能であるため、なるべく負担をかけずに申し込むことができる。

神山悦子委員

1月以降の本県での自粛要請に伴う協力金と一時金は非常に助かる制度だと思う。補正予算の審議の際に、ライブハウスも対象となるのか聞いたが、県の要綱に従って飲食を提供しているなどの実態があれば、対象になるとのことでよいか。

商工総務課長

飲食店の時間短縮要請の協力金について再度確認すると、国の緊急事態宣言の延長に伴い、各都道府県でも飲食店に時短要請すべきとの国の方針が示され、飲食店も個々に内容に差があることから、協力要請推進枠をあえて別個に予算立てをしている。主に接待を伴う飲食店やバー、居酒屋を対象とした制度であることが大前提となる。

ライブハウスは、業態としては当てはまらないが、個別に申出をし、飲食店と呼ぶにふさわしい程酒等の売上げが相当あり、メニューも常時用意しているなどの要件を満たしているようであれば、個別的な対応になると考えている。

神山悦子委員

私が聞いた限りの事業所であるが、収入の大半が酒類の提供によるものとのことである。県の判断や柔軟な対応により、倒産せずに済んだり、コロナ対応で頑張っている事業者への支援になると思うため、個別の事例に応じて対象を拡大することについては評価しておきたい。引き続き、様々な対応を丁寧に願う。

国のコロナ対応の持続化給付金は課税の対象になるのか。事業所の様々な税の申告時期でもあるため、もし分かれば聞く。

経営金融課長

国の最初の協力金については、事業収入扱いになるとの見解が報道されていたと記憶している。黒字であれば最終的には税務申告の必要があるが、赤字であれば課税対象ではないと理解している。

一方で、全国民に一律10万円が支給された特別定額給付金については収入扱いにされないという報道されていたと記憶している。

神山悦子委員

グループ補助の繰越金について、東日本大震災の分と東日本台風被害の分を含めて今回の資料に記載された金額になるのか。

経営金融課長

商12ページに記載の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の約15億8,000万円については、あくまでも東日本大震災の新規受け付け分として計上しているものである。

3月8日付けで配付した資料には、2月補正で計上している明許繰越分に相当する件数を記載している。東日本大震災と東日本台風災害の明許繰越し分は、既に審議された2月補正で明許繰越として計上している。

神山悦子委員

10年前の東日本大震災や原発事故を受けて、グループ補助金が非常に助かったとの話もあり、やり方も現場に合わせて変えてきたと思う。今回の地震被害も、グループ補助に含められればよいと思う。

さきの宮下委員の質疑で答弁があった対象について、県内全域との考え方はよいと思うが、グループが組めないほど小さい市町村がある。被害が多い市町村はグループを組めると思うが、市町村ごとではなく全県下で寄せ集めで一つとして見てよいのか。

経営金融課長

まだ国からの制度詳細が示されていないため、明確なことは答えにくいですが、基本的に昨年の東日本台風災害と同様の枠組みで進んでいると聞いており、例えば補助上限は15億円で中小企業に対しては4分の3、中堅企業に対しては2分の1の補助率であるとのアウトラインは同じと聞いている。

基本的に昨年は、地域の商工会や商工会議所がグループリーダーとなって、グループを組むといったなるべく簡便な方法で行っている。現在は要綱等詳細はまだ示されていないが、恐らくは昨年に準じて扱われることになると思う。

神山悦子委員

商9ページの新型コロナウイルス感染症対応緊急雇用創出事業の内容について聞く。

雇用労政課長

新型コロナウイルス感染症の影響で離職した求職者に、一時的にでも仕事を得てもらうため、緊急雇用事業を実施している。

実際には県で行う事業を業者に委託し、そこで一時的に雇ってもらう仕組みで、失業者への支援を行う内容になっている。

神山悦子委員

今年度もこの事業は行っていたのか。

また、県が行う事業を委託することだが、どのようなものか。

雇用労政課長

緊急雇用創出事業は、今年度も補正で議決されて実施している。今年度は、中小企業の団体が事業を行う際にスタッフを募集し仕事を頼んだり、直近では飲食店の感染防止のため店舗を訪問し、感染防止対策の適否を確認する委託事業をスタートさせた。このように、県の事業を受託することに合わせて委託先では雇用が生まれるように緊急対策事業を行いたいと考えている。

神山悦子委員

この予算規模で何人程度雇用することを目標にしているのか。

雇用労政課長

当初予算に計上している計画人数は、50名ほどである。

神山悦子委員

商17ページの7 福島医薬品関連産業支援拠点化事業は、どのようなことを目指しているのか。

医療関連産業集積推進室長

福島県立医科大学に医療産業トランスレーショナルリサーチセンター（TRセンター）を設置して、医薬品関連産業に資する取組をしている。具体的には、まずがんを中心とした様々な治療薬や診断薬、検査試薬の開発につながる基礎研究を行っている。また企業やほかの研究機関に研究の成果を提供したり、TRセンターで企業等との共同研究や受託研究を行っていく事業もある。さらに、地域産業への貢献として、同センターの事業からベンチャー企業を設立し地域雇用を創出する取組を行っている。当該予算では同センターの運営に係る経費を計上している。

神山悦子委員

がん治療薬とのことだが、現在新型コロナウイルスの変異種が出てきている。TRセンターの機能を役立たせることはできないのか。

医療関連産業集積推進室長

TRセンターはがんの遺伝子解析や研究を進めており、新型コロナウイルスの検出には直結していない状況である。

しかし、昨年7月に新聞報道されたが、抗体医薬品の開発支援で同センターがもともと進めていた、人のたんぱく質のコレクションを基に薬の反応を検査する取組など、新型コロナウイルス感染症の予防に役立つような医薬品の開発に向けた取組を行っている。

神山悦子委員

県内を含め国内の様々な企業や研究所が新型コロナウイルス感染症の予防、治療、ワクチンの開発に役立つように使用できればよいと思う。

県内でも感染拡大は止まらず死亡者も多い状況で、県民の期待は非常に大きい。今ある先端技術や先端産業を様々連携して新しいものにつなげてほしいと思うが、県の考えを聞く。

医療関連産業集積推進室長

TRセンターには、求められる様々な役割がある。これまでがんの治療薬関係を中心に行ってきたが、令和3年度以降は感染症やアレルギーなど、より産業界と結びつけられる研究開発にも取り組んでいく考えである。

神山悦子委員

商19ページの新型コロナウイルスサプライチェーン強化支援事業は、どのような内容か。

企業立地課長

サプライチェーン強化支援事業については今年度6月と12月補正で措置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内中小企業が海外の生産拠点を一部移転するため設備投資をする際の補助制度で、補助率が3分の2、補助上限額が2,000万円となっている。商工労働部長説明のとおり、今年度1次と2次を合わせて17件を採択した。

新年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続いているため、同じスキームで引き続き活用を促しながら中小企業支援に努めていきたい。

渡部優生委員

先ほどの商工労働部長説明で、来年度の予算を計上するに当たり、現行の福島県商工業振興基本計画の柱立てに沿った計画を策定することだったが、本来は、来年度は新たな振興計画を策定し、その柱に沿って予算を計上すべきと思う。現行の振興計画期間は8年間であったと思うが、これまで振興計画に取り組んできた成果がどのように評価されているのか。また、来年度からの振興計画はどのように進行していくのか。

商工総務課長

今年度に新たな計画を策定する予定であったが、来年度の9月定例会までの策定を目指すこととした。本来であれば、

その振り返りや、県全体の総合計画に合わせた新たな商工労働部の振興計画などを審議会の委員に討議してもらうことが不可欠だが、現在は新型コロナウイルス感染症対策により難しい状況であり、振り返りや新たな計画に対する課題の設定、今後の着地点などを書面でやりとりしている。今後は3月に再度、書面において振り返りや新しい新型コロナウイルス感染症対策を含めた振興計画を策定することと、現在各委員に素案を示しており、意見をもらいながらブラッシュアップしていく。

渡部優生委員

今はコロナ禍であり様々な状況変化もあるため、やむを得ない部分もあると理解する。県の総合計画は9月定例会において上程されるとのことと、それに合わせて仕上げていくとの理解でよいか。

商工総務課長

委員指摘のとおり県の総合計画が9月定例会において策定される予定であり、我々の産業プランについても、現在スケジュールの見直しを行っており、来年度の9月に示せるように対応している。

神山悦子委員

中小企業における現在の経営実態について、原発事故から10年の節目で、2月13日の地震被害、台風被害、新型コロナウイルス感染症、原発事故や風評被害も含め、県内でも特に観光業や飲食店などへの影響は悪化している状況だが、どのように捉えているか。

経営金融課長

委員指摘のとおり、コロナ禍や地震等で相当な被害が出ており、中小企業が置かれた状況は大変厳しいと認識している。一方で昨年度の民間調査機関の結果を見ると、倒産件数としては一昨年と比較して7.7%減、72件程度で収まっている。そして、資金繰りが一定程度回っており、倒産との形では表れにくい状況なので、企業経営が保たれていると認識している。そのため、資金繰り支援や資金の柔軟な対応、そのほかの経営支援等により、今後とも中小企業を支援していきたい。

雇用労政課長

県内の雇用情勢に対する認識について、福島労働局が発表した1月時点での有効求人倍率は1.21倍で、前月から0.01ポイント上がっており、少し改善傾向があるとの認識を示した。統計的に見ると、国の雇用調整助成金などの効果により、かなり雇用の維持が保たれていると思う。一方で全国的に見ても、前年同月と比較すると非正規労働者や女性労働者数は減少していると言われており、対策に力を入れる必要があると思う。

神山悦子委員

雇用の面では、昨年度は全国的には7万人で、現在は9万3,000人を超える人々が職を失っており、県内では見込みも含め1,500人ほどの人々が同様の状況である。その中には、非正規労働者、女性、若者が多いことを踏まえ予算を計上しているが、対策を一段と強めなければさらに悪化すると思う。非正規労働者であれば、企業に対し正規化を図る支援をし、女性であれば休業支援制度や超勤を自分で申し込むことが可能であるにもかかわらず、広く知られていない。また、生活が悪化しているが表には数字として示されなため理解されないこともある。県は細かな支援策をアピールしていくことが必要と思うが、どうか。

雇用労政課長

休業支援金など、現在は労働者が直接、国に支援を求めることができる制度もある。しかし、その制度が変化していくことで、県民にとっては非常に分かりづらい部分もあるため、県でもPRなどにより、さらに周知を図る取組をしていく。また、離職者や求職者の相談を受け、個別に対策をしていくことも重要であるため、相談窓口を県内に設けて、きめ細かな対応を継続していきたい。

神山悦子委員

大学生の状況について、現在は企業の受入れがあるが、来年度以降本当に雇用できるかがますます問われてくると思う。高校の場合はまだ数字に表れておらず求人倍率は何とか大丈夫と聞くが、どちらにせよ、今年度以降の企業活動によって

若者の就職の場がなくなっていくのではないかと心配である。県として何らかの対応が必要と思うため、よろしく願う。

事業者支援での直接的な支援は、グループ補助金や減収補填を取り入れていると思う。県民に今回の地震の状況を聞いたときに、コロナ対応の資金を借り間もなく返済が始まるが、地震で建物が壊れてその修繕資金をどのようにするかで途方に暮れている状況の人がいた。災害が続く中で、県として地震被害に対する特別な対策を用意し、観光業も含め中小企業を支援してることが雇用を守ることにつながると思う。本会議でも質問したが、やはり直接的な減収補填も含め、県のメニューをもっと増やすべきである。今後も、予算が必要であればきちんと計上することが求められていると思うが、どうか。

経営金融課長

事業者の直接減収補填について、補填等の制度化を全国知事会を通して要請した結果、飲食店等に対する具体的な内容の検討が進められていると本会議において答弁したところである。直接補填や経営については、基本的には国が一律に行うべきものと考えており、県としては今回特別に措置されるであろう地震対応のグループ補助金などの制度を、きめ細かく事業所に紹介しながら活用してもらい、事業の継続や再開の支援をしていく。

佐々木彰副委員長

今回知事から福島県2050年カーボンニュートラル宣言があり、商工労働部においては、再生可能エネルギー産業育成集積促進費が予算化されており、他部局でも再生可能エネルギーについては様々な事業があるが、部局の連携や情報共有についてどのように行っていくのか。

産業創出課長

再生可能エネルギーに関する情報共有等は、県庁内においては企画調整部のエネルギー課や、県内においては郡山市の福島再生可能エネルギー研究所、浪江町の福島水素研究エネルギーフィールド等と行っている。昨日も産業総合研究所との連携推進委員会に参加した。また、県内関係業界や輸出業者に集まってもらい、取組の共有や、来年度に向けた情報共有などを広い範囲で行った。このほか、2月に福島新エネ社会構想が新しく改定されたことも踏まえ、推進ビジョンの改定に向けた議論を実施している。連携により難しい面もあるが、一方で、様々な推進が図られると考えているため、エネルギー課や商工労働部、生活環境部が連携して実施し、引き続き取り組んでいきたい。

神山悦子委員

部長説明で、商工労働部である次世代産業課、産業振興課を新設することだが、規模は同じか。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

来年度から新設する次世代産業課の規模としては、統廃合をし、大規模にはならない予定である。震災以降は、再生可能エネルギー、ロボット、廃炉などの主要産業を復興の大きな柱として位置づけ、商工労働部において事業拡大を行ってきた。ただ、これから先を見据えたときに、ロボット産業等の様々な先端産業は、要素技術との意味では共通する部分が多くある。再生可能エネルギー産業、航空宇宙産業及びロボット産業を結びつけ、異業種と異分野の連携をどんどん進めることにより新たなイノベーションを創出していきたい。その思いで新たな課を設置し、成長産業の集約を一体的に担っていきたい。

吉田栄光委員

震災から10年を迎え、東日本大震災や原発事故、台風被害や新型コロナウイルス感染症と県民は幾重もの被害を受けているが、地元に戻ると、職員の様々な努力により、批判もあるが感謝してもらっている。現在のコロナ禍の状況と東日本大震災を比較すると、似ている点が非常に多いと思う。コロナ禍においては、飲食業界の人々が苦勞している。ただ、東日本大震災でも、イノベーション・コースト構想を含め、職員や県民が医療関連機器や再生可能エネルギーなど様々な新しいチャレンジをしてきたが、今後、どのような環境変化や社会変化があるかわからない。東日本大震災のときも思っていたが、税金や補助金等を含め、日本は非常に経済的に裕福であり、その点では非常に手厚いと感謝していた。恐らく私と意見を同じくする人もいるだろう。答弁の必要はないが、今後とも商工労働部長を中心に10年間苦勞してきた実績と糧

をコロナ禍においても発揮し、県民や本県の産業をしっかりと守り、次の世代へつなぐよう願う。批判は批判で受け止めるが、皆の10年間や現在のコロナ禍への対応は非常に賢明なものと評価しているため、今後ともよろしく願う。

(3月12日(金) 労働委員会事務局)

神山悦子委員

確認の意味で聞く。ワークルール出前講座は労働委員会が運営しているが、新年度において重点的に実施する中で、予算は今年度と比べて同じか、増えるのか。

次長兼審査調整課長

来年度のワークルール出前講座については、今年度と同じ20校を想定している。県立高校と私立学校へは、予算が認められれば、来年度も今年度と同様に開催予定である旨、早い段階から伝えてある。実際にはこれから来年度のカリキュラム等を考え、このような講座を組みたいとの要望が学校から上がってくるため、現段階で決まっている学校はない。労働委員の都合の問題はあるが、事務局としては可能な限り日程を調整し、20校以上希望があっても対応したいと考えている。

今年度は新型コロナウイルス感染症により例年より開催校の数が減ってしまった。初の事態で調整がつかなかった部分が多々あるため、来年度は各学校からもう少し要望が出てくるようPRに力を入れていく。

神山悦子委員

確かに新型コロナウイルス感染症による影響があり講座は難しいかもしれない。障害者施設から聞いたところ、県の研修がなくなったが、その場へ行くことは心配であっても、コンテンツを作ってくればリモートなどで見ることができるので、研修の機会を増やしたいとの話もある。そうした工夫を含めて、労働相談について分かりやすい内容を作るなどの機会が必要ではないか。

新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続き、労働者に対する休業支援制度などの仕組みもどんどん変わるが、それで解決できる問題ではないと思う。相談の場所、労働者の問題、経営者から見て新型コロナウイルス感染症への対応の周知徹底など、新年度は一段と工夫をしながら実施したらよいと思う。

もう1点、新年度に長期総合計画が策定されるわけだが、労働委員会として何か関係があるか、これからどうつくっていくか聞く。

事務局長

ワークルール出前講座等の事業実施に当たっては、今年もリモートで試みるなど様々な実施したので、そういった方法を駆使しながら皆に1つでも実施してもらえるよう働きかけていきたいと思う。

長期計画については、行政委員会は長期計画の中には入っていないが、県政の大きな命題については一緒に行っていかなければならないと思っており、長期計画の県庁全体の議論や労働施策の状況を見ながら、対応を考えていきたい。

神山悦子委員

意見のみ述べる。

男女共同参画プランをちょうど見直すことで、ジェンダー平等や人権に配慮した働き方、また男女の賃金差別もまだまだ格差があり、パワハラやセクハラも含めた問題がクローズアップされている。そういう相談がコロナとは別に多くなっていくかと思うので、県のほかの部署とも連携し、ぜひ、役割を果たしてほしいと思う。

そういう意味での役割は、むしろ増えると思う。PRのときにも、高校生などにもその辺が伝わるとよい。経営者にも分かってもらうことが必要かと思うので、その観点をぜひ入れてほしい。

もう1つは、労働相談だけでは解決できない、生活保護など社会保障の部分も含めた対応も、労働相談から入っているかもしれない。同じ県同士横の連絡はつけられると思うので、必要なときには福祉的な対応も行うことを頭の隅に入れて、労働者の権利を守り、経営者にきちんとした労働者への対応を行ってもらうことを願う。

(3月15日(月) 企業局)

神山悦子委員

2点聞く。

初めに、企業17ページの地方公務員法の一部改正について、内容を再度説明願う。

経営・販売課長

福島県企業局職員定数条例内で参照している地方公務員法の一部が改正され、条項が変わったことに伴い参照部分を改正するものである。企業17ページの右側の9号に「地方公務員法第22条第2項」とあるが、左側のように「地方公務員法第22条の3第1項」に変わっているため、この部分を改正する。

神山悦子委員

それはそうかと思うが、地方公務員法の一部改正の内容を聞いたかった。分かれば説明願う。

経営・販売課長

地方公務員法第22条第2項は、臨時的に任用された職員、いわゆる22条職員についての条項であり、その部分が第22条の3第1項となった。

神山悦子委員

会計年度任用職員という名称があるが、恐らくそうかと思った。確認の意味で聞いた。

もう1点、資本的収支の最初のページについては、中長期計画に基づく施設の計画的な改築、更新に取り組んでいくとの企業局長説明があり、来年度の内訳が示された。中長期計画そのものは何年程度のスパンであるか、県の公共施設の長寿命化などに関わると思うが、概要を説明願う。

工業用水道課長

中長期計画は、5年間、10年間及び30年間という3つの期間について、工業用水道施設の整備、維持管理及び更新等に関する事業計画を策定したものである。工業用水の給水原価の基礎とするため、工業用水道料金の改定時期に合わせて見直し更新等を行う。参考までに、最新の中長期計画は令和2年12月に策定しており、長期の計画は令和3～32年度という30年間の期間である。

また、中長期計画の主な内容は、今後更新や需要が増えていくため、各年次における計画を細かく策定し、管路の複雑化などを含めて計画的に更新していく。

山田平四郎委員

企業1ページの雑収益の中に高柴ダム売電収入等に約3,900万円が計上されているが、ダム自体の管理は企業局ではなく土木部が行っているのか。

工業用水道課長

工業用水道も取水するため、河川管理者である土木部と企業局の共同施設となっている。ダムの管理については、河川管理者である土木部に負担金を支出し、同部が管理している。

山田平四郎委員

つまり、経費を土木部が支出し、水の管理者である企業局が収益を計上し企業局が利益を得ているとの理解でよいか。

工業用水道課長

ダムそのものが共同施設であるため、売電収益もアロケーションが決まっており、それに基づき工業用水道法の収益となるため計上している。

神山悦子委員

確認の意味で質問し、意見を述べる。

今回、企業局における地域開発事業は条例変更により廃止され、残るは工業用水道事業のみとなる。残務は商工労働部に移管されるが、企業債償還の関係で令和6年度まで少しは残るとのことである。

前にも述べたが、地域開発事業の廃止については、本当に歴史的な幕閉じであると思う。1980年代のバブル期には市町村や市町村議会では地方に企業を呼び込むために工業団地など様々取り組んできたが、結局は土地の売れ残りが問題となった。我々は県などの行政が地域開発を行うことに反対しており、様々な赤字を背負いながら原価割れ販売まで行い今に至るが、これで終結することになったという歴史的な経過を感じる。

今後も幾らかは地域開発事業が残っているが、行政として行うべき仕事、行政がどのような立場で行うのかなど、全体として様々なことを考えていかなければいけないと思っている。答弁は不要だが、そのような意味で歴史的な幕閉じになったと感じている。

（ 3月19日（金） 商工労働部）

神山悦子委員

商2ページ、繰越明許もあるが、グループ補助の関係で聞く。これは事業所の数はどのくらい見込んでいるか。

経営金融課長

被災事業者の対象としては、おおむね130社程度を見込んでいる。

神山悦子委員

この事業は、実際にはすぐにどうなるか分からないが、周知徹底も含めて今後どのようなスケジュールで実施されるのか。

経営金融課長

具体的な募集時期については今のところ国と調整中だが、来週22日にまず支援機関向けの説明会をコラッセふくしまで開催する。その後、翌23日から29日にかけて県内6方部で事業者向けの説明会を開催する予定である。その中で制度について説明していく。

神山悦子委員

おととの地震の被害、そして今回のコロナ関係、そしてまた今回の地震ということで、非常に逼迫していると思われる。周知徹底も含めてぜひよろしく願う。

もう1点、商3ページのコラッセふくしまとビッグパレットふくしまについて、特に郡山のビッグパレットは14億円という大きな金額になるが、主にどういう内容の補正になるのか、これだけで済むと考えてよいかも含めて聞く。

観光交流課長

ビッグパレットふくしまの被害の部分は、大ホールで天井の部材が落下するなどの被害や4階のスプリンクラーの配管が破損し、大量の水が流れて電気系統が壊れ、東日本大震災と同程度の甚大な被害があったと確認している。

工事費の内容は、現状この中で積算しているが、状況によっては増減が出る可能性はある。

神山悦子委員

10年前の東日本大震災時にも天井が落ち、避難者が1番広い会場を使えなかった。構造的にそうなっているのか分からないが、規模が大きく、同じような地震が来たときまた壊れては大変だと思うため、その辺も見ながら対応してほしい。

コラッセふくしまはそれほどではないのかもしれないが、内容だけ聞く。

経営金融課長

今回の704万円は、多目的ホールという1番大きな部屋で、貸出会議室の間仕切りの可動壁の修繕費である。このほかにも今後県有部分についてさらに追加工事が必要となる見込みである。

神山悦子委員

意見だが、今回の福島県沖地震の特徴が、外見を見ただけでは分からない、大事なところにひびが入ってる等様々にあると思う。もちろんそれを見たと上の積算だと思うが、ぜひ細かなところを見て丁寧に対応してほしいと思う。

(3月19日(金) 教育庁)

神山悦子委員

教2ページの高等学校関係は、内容的には何校分でどのようなものか。教3ページの文化財の市町村へはどこにどう補助するのか。

次に、災害対策関係経費が教4ページの災害復旧費にもあるが、教2ページと分けて行うことについて関係性を聞く。

財務課長

教2ページの高等学校維持管理経費だが、学校数は7校である。中身は、例えば美術関係の石膏像や実験室における器具、機材の破損等である。

文化財課長

文化財については相馬市にある県の史跡についての補助を行うもの1件である。

施設財産室長

教2ページの高等学校維持管理経費と、教4ページの1番県立学校施設等災害復旧事業の違いは、教4ページの災害復旧事業は災害復旧事業の補助対象に該当するもの、教2ページの高等学校維持管理経費は補助対象にならないものを区分して計上している。

神山悦子委員

つまり大きいものは4ページになるということか。高等学校の場合は、学校の数は同じになると見てよいか。

施設財産室長

学校数については、教4ページの県立学校施設等災害復旧事業の対象は18校計上している。なお補助要綱上対象となるのは、建物土地については総額80万円以上、備品等の物品については60万円以上となっているため、それ以下については、教2ページの高等学校維持管理費で計上している。